

「薬師寺中下臈検断之引付」について

歴 史 研 究 室

一

本書は薬師寺（奈良市）所蔵にかかり、大永六年より慶長十一年に至る間の同寺中下臈の評定記録である。外題には「中下臈検断之引付」とあるが、検断関係記事は天正十四年で終り、以後は寺内の普請その他の評定引付となつている。中世末期の検断関係史料としては最もまとまったものの一つであるが、管見の範囲では本書を利用した研究はないようである。そこで特に新発見というわけではないが、ここに紙数の許す範囲内で抄出紹介したい。

なおそれに先立って本書の体裁等について記しておく。縦27・1cm 横17・8cm、紙数51枚、袋綴（現在明朝綴、もと紙捻仮綴）、黄地籠目文紙表紙（後補）が付せられている。この表紙は本紙の裏打ちと共に明治十三年の修理（巻末に明治十三年修理識語あり）の際のもので、現在の第一紙目が原表紙に当る。料紙は楮紙を用うるが、数次にわたって紙が補充され、それぞれで寸法・紙質をやや異にしている。又筆跡も個所によって異っており、順次書継がれたことを示しているが、或る期間にわたって墨色書風が全く一致している場合もあり、必ずしもその都度書継がれたものでなく、数件宛まとめて書かれた場合もあったようである。なお前半部の料紙は寸法が大きく、そのため修理の際縁

を断ち落され、文字の一部を失つた個所のあることが惜しまれる。但し本書には別に江戸時代の写本があり、欠字についてはこれによって補うことが可能である。

本書の内容は薬師寺内及び周辺寺領における犯罪に対する裁判記録で、刑事事件に関する寺法の一部を窺い知ることができる。本引付に見える犯罪は殺害・刃傷・喧嘩・密通・盗人・盗人引入・稲盗・水盗・寺役対捍・引付毀破等であるが、それらに対する刑罰としては斬罪・追放・住屋放火・片鬘剃・鼻削等が見えている。斬罪を適用されたのは盗人・密通で、喧嘩による殺害・刃傷等は、寺僧の場合は追放刑、その他の郷民等は住屋放火ならびに「罪科」であった。独立した住居のない場合には放火はなくて「罪科」のみであるが、「罪科」の内容については明かでない。住屋放火・盗人死罪については『嘉元記』（鎌倉末―南北朝）にも見えており、法隆寺においてもかなり類似した点が認められるが、本引付と比較すると若干異ったところもある。これは時代の差によるものか、寺の相違によるものかは明かでない。他の諸寺の例と比較することによつて本引付の内容も明かとなり、又薬師寺々法の性格も明確にすることができよう。

二

〔原表紙〕

大永六年^{〔丙也〕}卯月十三日

中下臈衆断之引付

藥師寺

春之季	長秀	興賀	賴營	乘深	宗昌
正胤	晃弘	胤懷	聖英	興專	
夏之季	覺俊	□弘	賴嚴	英助	常泰
乘範	胤經	長照	長賢	胤祐	
胤昭	賴憲	実弘			
秋之季	英經	実祐	胤繁	実懷	
了秀	懷弘	英繁	長惠		
善慶	高懷	堯宗	懷春		
冬之季	尊弘	尊貞			
繼謀	紹朝	胤弘	公胤	印秀	
定懷	実澄	賴順	專胤	尊胤	
宗榮	宗忍				

中下臈衆集會評定曰

去三月廿三日戌刻、新三郎七条北口辺通之處、八郎次郎竊可令殺害之由致沙汰、言語道断之次第也、惡行超于常篇之条、処重科了、凡斂断事、筒井殿御異見之旨、尚々中下臈衆^{〔檢〕}成業等少々加判形、於自

今以後者、別而堅固^{〔簡〕}可有取沙汰者也、然者不依權門不□之類、不限若党凡下之族、不存偏^{〔簡〕}、無懈怠之儀、守掟法可有成敗之旨、三輩一同之評定也、仍中下臈衆群議如斯、

大永六年^{〔丙〕}卯月十三日

賴營(花押)	訓実(花押)	興賀
了胤(花押)	經謀	長秀
覺英(花押)	了秀(花押)	懷尊
澄実	長実	盛胤(花押)
榮盛(花押)	乘盛(花押)	実憲(花押)
長基(花押)	懷盛(花押)	昌懷(花押)
成業已上加判之事		
長胤(花押)	尚朝(花押)	英乘(花押)
經円(花押)	覺重(花押)	懷禪(花押)
長謀(花押)	実繼(花押)	覺算(花押)
覺榮(花押)	覺実(花押)	長盛
長懷(花押)		

一大永七年^{〔丁〕}卯月八日夜、於五条郷、藤五^ヲ德賢令刃傷間、同九日早朝^{〔八〕}、彼兩人之家罪科早、

一同年七月七日中下臈評定曰、昨日七日、五条郷東在家井^ヲ替ル処^{〔八〕}、仕丁専松^ヲ五条座ノ専千代殺害サセ畢、然間彼兩人住屋^ヲ放火、郷^エ尋使被付之處^{〔八〕}、五条座一人仕丁^トノ義之間、尋使之事、於惣地下者、詫言可申之由難決之旨、

雖令披露被放使畢、然鄉民等不致承引之条、同八日、於円城院堂披露三輩了、三輩衆一同之評定仁、鄉民狼藉超于常篇之間、老若一味之連書被沙汰、於彼五条郷、悉以可有罪科旨、一同之沙汰也、仍夕部集会、則連書在之、隨而郷民託言仕之条、長懷了房僧都覺実淨觀房五師、兩人仲人託言之取次也、則郷民致懇望、長沙汰人於八幡宮之神前ニシテ金堂八幡牛玉齋咄文仕畢、同十一日朝也、

□今度郷民等如此緩急沙汰之由來者、先年於五条郷喧嘩之時、尋使之入目五条座へ相懸了、其所以者、喧嘩等之事、何仁可沙汰候云事無之、自然五条座者沙汰仕へ可為如何候哉之間、定公事等ニハ相替議ナル条可相懸云々、然菟角申而、五条座之者彼失墜不出歟、依之郷民等、然者五条座之内喧嘩出来之時者、自余郷民尋使支配不可致沙汰之由、内々示合刻、今度之義出来之条、不及菟角之沙汰、如此成下云々、此条者郷民申事有其由歟之間、惣公事はト五条座之者、一列ニ可致沙汰事理運之由、各々申事也、則今度取次之兩人寺之趣、被申付五条座、彼酒直出了、

□五条座料足付相懸而、彦四郎彼座之内長タル条、失墜不可出之由申處、彼座之内可有長之事不謂之間、彼座之内之者可有糺明之由、評定之處、則取次兩人方江出之了、然上者、彼座之長ト云事、不可有之者哉、仍而記之了、

□去十六日朝、南印禪、仙賢ヲ殺害早、然処印禪房之女性ヲ寺へ出間、以水問ヲ糺明之處、女敵之由白狀之間、彼女房ヲ可有生涯之由、中下糺評定之處、招提寺老僧順照房、禪賢房、北御門辺迄被出、於斷頸之事者被申請間、片頭ヲ剃、鼻ヲソキ追放早、

享祿四年 卯辛 七月十七日
□去三月廿五日、溝堀之時、宿院齋五郎、四郎以鎌ヲ打相、既四郎令死去間、住屋放火早、

享祿五年 辰壬 卯月廿二日
□享祿五年 辰壬 五月七日、於寺内觀宗房處、淨信房ト越前公ト及刃傷、則中戸門ニテ貝ヲ被吹早、兩人俱罪名也、

享祿五年 辰壬 五月 日
一天文元年十二月仁託言有之間、則中戸門ニテ免除有之、淨信房、越前公俱免除也、

天文元年十二月 日

天文二年 巳癸 十二月十五日早朝、於宮中茶屋、七条之孫九郎方 於尻江田之八男ト云者刃傷有之間、則即座ニ孫九郎方住屋并八男住屋兩家、悉以放火在之、然間七条郷、尻江田郷兩所へ尋使被放早、八男者住屋無之而、母之家ニ出入之間、尻江田之里中ニテ貝被吹早、住屋アレハ家ヲ放火在之、住屋ナケレハ罪名計在之而、貝吹在所へ尋使被放事決定也、

当季衆 榮盛 繼謙 紹朝

天文二年 巳癸 十二月十五日

今度孫九郎方、当季之一藹仁付而託言在之間、同十二月晦日巳刻、西南門之外ニテ免除在之、当季之一藹ニ付テ託言在之乎、中下糺衆集会評定曰、

天文二年十二月晦日

当季一藹良宗

